

金沢市文化芸術ホールで 同時通訳を行う会議を開催予定の方へ

金沢市同時通訳会議等開催費支援制度のご案内

金沢歌劇座・金沢市文化ホール・金沢市アートホールにおいて、

- ①同時通訳を行う会議等の開催に関する費用(同時通訳者の報酬、交通費など)を補助、
- ②同時通訳設備の仮設・オペレーティングに係る費用を負担する制度です。

● 対象

金沢歌劇座、金沢市文化ホール又は金沢市アートホールにおいて、同時通訳設備を用い行う会議や学会、講演会など。

● 補助・負担額

- ①同時通訳者の報酬及び交通費その他同時通訳を行うために必要な費用(同時通訳設備の使用料は除きます)の1/2。

ただし、10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。限度額は15万円。

- ②同時通訳設備の仮設・オペレーティングに係る費用の全額。(同時通訳設備の使用料は除きます)

	金沢歌劇座	金沢市文化ホール	金沢市アートホール
所在地	金沢市下本多町6-27	金沢市高岡町15-1	金沢市本町2-15-1 ポルテ金沢6階
主な施設	ホール(1919席) 大集会室(シアター形式430人) ほか	ホール899席 大集会室(シアター形式400人) 大会議室(国際会議場52人) ほか	ホール308席
問い合わせ先	TEL: 076-220-2501 FAX: 076-222-9000	TEL: 076-223-1221 FAX: 076-223-1299	TEL: 076-224-1660 FAX: 076-224-1668

※金沢市文化ホール…H29.12.1~H30.10.31 リニューアル工事のため休館

(各申請手続きは裏面をご覧ください。)

①同時通訳会議等開催費補助金について

(1) 事前手続きについて

会議等を開催する20日～30日程度前までに「要望書」を提出してください。
また、施設と打ち合わせを行ったうえ使用料の納付をお願いします。
追って当方より、交付内定額を連絡します。

(2) 補助金交付額について

実際に交付する額は下記のとおりです。
実際に要した金額(領収書で確認できるものに限る)の2分の1に相当する額で、
かつ、1会議等につき15万円を限度とします。

(3) 申請手続きについて

会議等終了後15日以内に、(4)の手続きをとってください。

(4) 提出書類について

提出書類①～⑥を金沢市文化政策課に提出してください。

(提出書類)

- ① 補助金交付申請書
- ② 請求書
- ③ 銀行通帳のコピー(表紙とその次のページ)
※銀行名(支店名等含む)及び口座番号を確認するためのものです。
※申請者名と異なる名義の銀行口座への振込みを希望する場合は、委任状が必要です。
- ④ 報酬・交通費等の確認できる領収書の写し等
- ⑤ 当日写真4～5枚(会議の様子や、同時通訳の様様を写したもの)
- ⑥ 会議等の開催概要がわかる書類

(5) 補助金の支払いについて

補助金は後払いで、書類受理後約1ヶ月で口座に振り込みます。

(6) その他

補助金対象となるのは、金沢歌劇座、金沢市文化ホール又は金沢市アートホールにおいて、
同時通訳設備を用いて行う会議等です。

②同時通訳設備仮設・オペレーティング費用について

会議等を開催する30日前までに仮設する同時通訳設備の仕様の分かるものを提出してください。
提出いただいた仕様にもとづき、当方で設備とオペレーティングの手配・費用負担を行います。

■問い合わせ・書類提出先

〒920-8577(住所記載は不要)

金沢市文化スポーツ局文化政策課 TEL(076)220-2442 FAX(076)220-2069

E-mail bunshin@city.kanazawa.lg.jp